

日本プライマリ・ケア連合学会
病院総合医養成プログラム認定試行事業 Q and A (Ver. 4.0)

Q プログラム責任者は当学会の指導医を取得している必要がありますか？

A 今回の試行事業では、その必要はありませんが、学会としての試行事業ですので、当学会の会員に限ります。プログラム責任者が当学会に入会していない場合は、入会後に申請してください。

Q 申請書には、来年度からの新規プログラムについても記載すべきでしょうか？

A 予定ではなく、現在行っているプログラムについてのみお書きください。

Q 認定申請には、研修する医師を登録する必要がありますか？

A 今回はプログラムの認定を試行するもので、研修医の登録は必要ありません。

Q 申請するプログラムの年数に制限はありますか？

A 研修期間は、1年以上であれば何年でも構いません。

Q 3年間と5年間のプログラムがあるのですが、個別に申請すべきでしょうか？

A プログラムが複数ある場合には、その詳細を「3. プログラムの概要」に記載し申請書は1つにまとめて下さい。記入欄が足りない場合には記入欄を拡大してください。

Q 他科の医師が総合内科と同じ外来で診療する場合に、その患者数も実績に含みますか？

A 当該プログラムにおける指導医と研修医が診療する患者の総数のみをお書きください。

Q この試行事業で認定するプログラムは、家庭医療専門医を取得後の医師のみを対象とするのでしょうか？

A 細則の第5条にあるように、当学会の家庭医療専門医や日本内科学会の総合内科専門医など、プライマリ・ケアを含む幅広い領域の研修を修了した医師を対象とします。家庭医療専門医や総合内科専門医以外の専門医等については個別に検討しますので、申請する際に学会事務局へご相談ください。

Q 今回の申込みに関に合いそうにありません。次回の募集はありますか？

A 次回の募集時期は未定です。今回の応募状況をみて検討します。

Q 細則第8条に「研修プログラムでは研修期間中に以下の症例や事例を経験できなければならない」とありますが、どのような方法で研修経験を認定するのですか？

A 現段階では未定です。今回の試行事業での検討を踏まえて決めていく予定です。

Q 細則第8条に「教育実践事例」とありますが、具体的にはどのような事例ですか？

A 例えば「診療の現場において初期・後期研修医を教育する能力」があることを示す事例です。

Q プログラムの期間は1年間でよいと理解していますが、年次報告書の「プログラム研修者該当者数」の2年次～4年次の在籍者数の欄は記入する必要がありますか？

A 研修期間を1年以上と定めているため、施設により研修期間が異なることを想定しています。現行の活動を養成プログラムとして認定しますので、プログラムの要件を満たすのにかかる期間が1年を超える状況であれば、その期間の各年次に相当する研修該当者数を記入してください。

Q プログラムの要件の「3. 推薦状」は、試行事業のプログラム認定を受ける際に必要なのでしょうか。それとも、将来的に病院総合医を認定する際に必要なのでしょうか

A 病院総合医を認定する際に必要です。試行事業のプログラム認定では提出不要です。

Q: 指導医の資格について何か要件がありますか？

A: 現在のところは、指導医の認定資格については、特に定めておりませんので、プログラム責任者の判断でご記入ください。

Q: 研修関連施設は将来研修を依頼する可能性があるところをすべて記載すべきですか？

A: 現時点で研修関連施設として機能している、あるいはその予定が組まれている施設をご記入ください。

Q: 年次報告に「過去2年間の実績」とありますが、その時点で1年間の実績しかなくても認定の更新は可能ですか？

A: 特に問題ありませんので、1年間の実績を記入して更新を申請ください。

Q: 日本内科学会認定内科医でもこのプログラムでの研修は可能ですか？

A: 日本内科学会認定内科医を取得した時点では、このプログラムでの研修を開始することはできません。認定総合内科専門医修了(次年度受験予定者を含む)あるいはそれと同等の研修をした後であれば、病院総合医の研修を開始できます。

Q: 家庭医療専門医の研修は卒後5年間で修了できるのに対して、日本内科学会認定総合内科専門医は修了に6年かかります。病院総合医の研修開始が後者の方が1年遅れるのは不

公平ではないですか？

A: 学会を越えた病院総合医の研修制度の構築を目指すこの試行事業で検討していくべき課題の一つです。専門医の研修プログラムに入っていないなくても、あるいは各学会等の専門医研修の途中でも、家庭医療専門医修了時と同等のプライマリ・ケアを含む幅広い領域の臨床研修をしたと見なせる根拠が示されれば、病院総合医の研修を開始しても良いという考え方はあります。

Q: 研修の年度はいつから始まるのですか？

A: 現時点では、4月開始を想定しています。たとえばある年の3月で家庭医療専門医の研修を修了して、その年に同専門医の試験を受験する場合は、合格後にその年の4月から病院総合医の研修を開始したと見なすことが可能です。

Q: 履修した研修者は将来正式な病院総合医専門医に移行できるのでしょうか？

A: この試行事業は、「経緯と概要」や「細則」に書かれていますように、研修プログラムの認定を試験的に行うもので、個々の医師の認定を行うものではありません。また、将来的には学会の認定医制度ではなく、学会とは異なる機関による認定を目指すべきであるという方向性が理事会等で合意されています。将来的な病院総合医の具体的な制度については、新たな専門医制度や関連する他学会の動向を考慮しつつ、当学会でも検討を続ける予定です。